

新税の必要性について

税に関する議論の役割分担

◎：主に検討 ○：確認・必要に応じて検討

主な論点	審議会	税制研究会
税導入の必要性	◎	○
内、規制（税以外の手法）等による森林開発抑制の限界	◎	◎
再エネ計画との整合性	◎	
課税による誘導先	◎	○
用途	◎	○
課税客体	○	◎
内、対象エネ種	◎	○
内、森林開発面積の下限	◎	○
課税標準	○	◎
納税義務者	○	◎
税率	○	◎
徴収方法	○	◎
非課税事項	◎	◎
課税を行う期間	○	◎
骨子案	◎	○
最終案	◎	○

税制研究会の意見を踏まえ審議会で議論



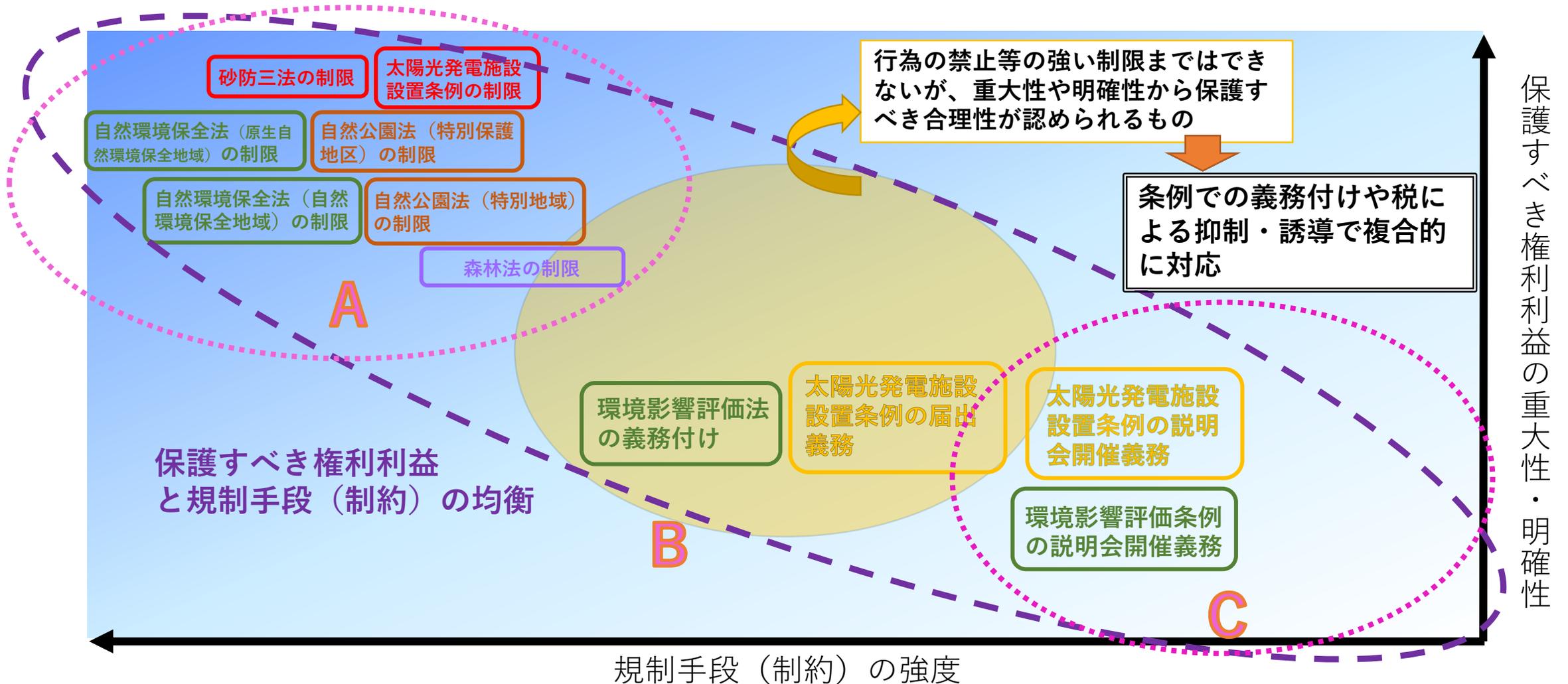
◆今回の新税の目的

再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導を図り、地域と共生する再エネ発電施設の設置を促進すること。

➤ 政策目的の実現手段として税を導入する場合には、税以外により適切な手段がないか、税を手段とすることがふさわしいものであるか等を検討する必要がある。

1. 政策目的の実現（再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と平野の未利用地などへの適地誘導）の手段として、税以外により適切な手段はないか。【論点1】
2. 財源調達の手段として、税以外により適切な手段はないか【論点2】
3. 税を手段とすることがふさわしいものであるか。
→税の目的、納税義務者、負担の程度、用途等を総合的に考慮して、合理的な手段といえるか。

1. 政策目的の実現（再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と平野の未利用地などへの適地誘導）の手段として、税以外により適切な手段はないか。【論点1】



- ◆ 「再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と平野の未利用地などへの適地誘導」という政策目的は、森林の有する多面的機能を保全するというもので、①土砂災害の防止機能、②自然環境（生物の多様性等）の保全機能、③景観等の文化機能などが挙げられる。



保護すべき権利利益と規制手段の均衡を考えると……

- それぞれの機能で保護されている権利利益のうち重大かつ明確なものについては、行為の禁止等の強い制限が法令や条例で課されている。

- ①土砂災害の防止機能……砂防三法（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）
太陽光発電施設の設置等に関する条例（土砂災害警戒区域）など
- ②自然環境の保全機能……自然環境保全法（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域）など
- ③景観等の文化機能……自然公園法（特別保護地区、特別地域）など
- ①～③全体……森林法など

A



- 一方で、不安や懸念など個人で捉え方が異なるものについては、説明会の開催などを義務付けている。
- ①～③全体……太陽光発電施設の設置等に関する条例、②……環境影響評価条例など

C



- 上記以外でも、重大性や明確性から保護すべき合理性が認められるものがあり、それらについては行為の禁止等の強い制限まではできないが、何らかの対策を講じる必要がある。
- ・ 砂防三法の対象外の森林も土砂災害の防止に機能している可能性は高い。
 - ・ 自然環境保全法の対象外の森林の開発も自然環境（生物の多様性等）に影響する可能性は高い。
 - ・ 自然公園法の対象外の森林であっても重要な自然風景地として機能している。

B



- 環境影響評価法などの法令での義務付けだけでなく、条例での義務付けや税による抑制・誘導で複合的に対応

条例での義務付けと税による抑制・誘導の効果の違い

- ◎ いずれも、行為の「禁止」までには至らない点で限界はあるものの、行為の「抑制・誘導」には一定の効果が期待できる。
- ◎ 行為の「抑制・誘導」が期待できる領域には、それぞれの性質から、自ずと違いがある。

	限界	効果的な領域	その他の効果
条例での義務付け	(法令が「禁止すること」を許容する場合を除き、禁止まではできず) 指導、勧告等ができたとしても強制力はなく、基準を満たす手続等を踏めば実施可能	煩雑な手続を回避したい人・企業 社会的責任を重視する人・企業	説明会等を通じた住民の理解促進
税による抑制・誘導	課税額を納めれば実施可能	経済的利益の圧縮を回避したい人・企業	税金を活用した誘導施策の推進

- ◎ 再エネ事業の実施に当たっては「十分な収益の確保」が一義的な条件になると考えられることを踏まえれば、条例での義務付けによっても抑制・誘導できない行為について、税制によって抑制・誘導できる余地は十分にあるのではないか。

2. 財源調達手段として、税以外により適切な手段はないか【論点2】

→税である以上、財源調達のための手段である必要があるが、税以外により適切な手段はないか。

◎ 税である以上、**財源調達的手段であることが基本**となるところ、今回の新税は、平野の未利用地などへの適地誘導による地域と共生する再エネ発電施設の設置促進を目的としているため、**再エネ発電施設の適地誘導策**のほか、**地域の環境保全のための活動基盤の整備等**の財源として使用することを想定している。

◆**税収の使途の想定例（財政需要）** ※詳細については今後検討

<適地誘導策>

- ・ 遊休地（農地・ため池・沿岸部の遊休地等）や事業所（工場、商業施設等）への自家消費型再エネ発電施設の大規模導入（収益納付型補助、融資など）
- ・ 次世代太陽光発電など、イノベーションによる新たな導入モデル形成（実証・補助など）
- ・ 洋上風力発電の促進に向けた支援
- ・ バイオマス発電など、資源循環型再エネ発電事業に取り組む地域への支援強化

<環境保全その他>

- ・ 課税された発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等のための取組支援
- ・ 開発により失われた森林の代替となる再造林

種 類	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担の関係
地方税	課税対象の設定により一定規模以上の確保が可能	継続的・安定的な確保が可能	受益者を広く設定し負担を求めることが可能
分担金	受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的	特定の事案について徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
負担金	受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的	事業に要する経費として徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求める必要あり
使用料	施設等利用者から徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
手数料	特定の者に提供する役務に対し徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求める必要あり
寄附金	対象者の設定により一定規模の確保は可能	寄附者の善意等に基づくもののため継続的・安定的な確保は困難	寄附者の善意等に基づくもののため受益者が必ずしも負担する必要なし

◎ 税以外の手段では受益との密接な関係が求められており、平野の未利用地などへの適地誘導による地域と共生する再エネ発電施設の設置促進という目的（用途）を考えると、そのような整理は難しいのではないか。